諮問庁:国立大学法人新潟大学

諮問日:平成30年10月1日(平成30年(独情)諮問第54号及び同第5

8号)

答申日:平成31年2月15日(平成30年度(独情)答申第63号及び同第

6 4号)

事件名:特定教員の出張に関する旅行命令伺等(特定年度分)の不開示決定に

関する件

特定教員の出張に関する旅行命令伺等(特定期間分)の不開示決定に

関する件

# 答 申 書

# 第1 審査会の結論

「特定個人の出張に関する旅行命令書,旅行報告書及びこれらに関連する領収書等」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙の1に掲げる文書1ないし文書18(以下「本件対象文書1」という。)を特定し、その全部を不開示とした各決定について、諮問庁が別紙の2に掲げる文書19ないし文書22(以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。)を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であるが、本件対象文書1のうち別紙の3に掲げる部分を除く部分を開示すべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

# 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月27日付け30新大総第13号及び同年6月26日付け30新大総第50号により、国立大学法人新潟大学(以下「新潟大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各不開示決定(以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。)について、その決定を取り消し、全部を公開決定することを求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 平成30年(独情) 諮問第54号

原処分1は、特定個人の出張は全て研究用務に関するものであるとし、 これらが法5条4号ホに該当し、全部を不開示としている。

しかしながら、原処分1において特定された以外の出張行為が実際に は行われた可能性は極めて高い。なぜなら、平成29年度において特定 個人は特定学部長の要職にあり、特定学部長としての行政業務の一環として、国内外の様々な用務に出張したと考えるのが自然だからである。 新潟大学の学部長は、学部長としての出張を一切行わないとでもいうのだろうか。あるいは、特定個人を学部長として出張させることのできない特段の事情でも存在したとでもいうのであろうか。

以上のように、原処分1において特定されている出張以外の出張について、原処分1における特定文書に入っていないことについて、文書の特定を誤った違法がある。

次に、研究用務に関するものだからといって、直ちにその全てが法5 条4号ホに該当するわけではない。

法 5 条 4 号木は、「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」 を要件としている。

原処分1における出張が、いつ、どこに、何のために行われたのか審査請求人は知る由はないが、仮に、単なる学会出席のための出張であり、また国会図書館等への資料収集のための出張であり、あるいは開催されているが公知となっている研究会等への出張であれば、その出張が公文書開示により明らかとなったからといって、研究の遂行が「不当に」阻害するということはありえないだろう。

また、機微に関わる内容の出張であったとしても、仮にその研究成果が既に公開されているとすれば、もはやそれを秘密にする必要はないのであり、やはり「不当に」阻害するということにはならない。

結局,原処分1は,個々の出張の内容等について,個々に検討を施すことなく研究という1点をもって,全てを不開示とした杜撰なものであり,違法である。

最後に、仮に法 5 条 4 号木に該当するとしても、新潟大学に多額の公費が投入されているという事実に鑑みれば、その経費の執行状況は広く国民に明らかにすべきであり、この公開は大きな利益がある。従って、法 7 条により、裁量的に開示されるべきことも、念のため、付言しておきたい。

#### (2) 平成30年(独情) 諮問第58号

原処分2は、特定個人の出張は全て研究用務に関するものであるとし、 これらが法5条4号ホに該当し、全部を不開示としている。

しかしながら、原処分2において特定された以外の出張行為が実際には行われた可能性は極めて高い。なぜなら、平成28年度前において特定個人は副学部長等の要職にあり、その行政業務の一環として、国内外の様々な用務に出張したと考えるのが自然だからである。

以上のように、原処分2において特定されている出張以外の出張について、原処分2における特定文書に入っていないことについて、文書の

特定を誤った違法がある。

次に、研究用務に関するものだからといって、直ちにその全てが法5 条4号ホに該当するわけではない。

法 5 条 4 号木は、「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」 を要件としている。

原処分2における出張が、いつ、どこに、何のために行われたのか審査請求人は知る由はないが、仮に、単なる学会出席のための出張であり、また国会図書館等への資料収集のための出張であり、あるいは開催されているが公知となっている研究会等への出張であれば、その出張が公文書開示により明らかとなったからといって、研究の遂行が「不当に」阻害するということはありえないだろう。

また、機微に関わる内容の出張であったとしても、仮にその研究成果が既に公開されているとすれば、もはやそれを秘密にする必要はないのであり、やはり「不当に」阻害するということにはならない。

結局,原処分2は,個々の出張の内容等について,個々に検討を施す ことなく,研究という1点をもって,全てを不開示とした杜撰なもので あり,違法である。

最後に、仮に法 5 条 4 号木に該当するとしても、新潟大学に多額の公費が投入されているという事実に鑑みれば、その経費の執行状況は広く国民に明らかにすべきであり、この公開は大きな利益がある。従って、法 7 条により、裁量的に開示されるべきことも、念のため、付言しておきたい。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 理由説明書(平成30年(独情)諮問第54号)
- (1) 審査請求に係る開示決定等

平成29年度における特定個人に係る出張は、研究用務に関するもののみであり、当該出張に係る法人文書は、法5条4号木の調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため、不開示とした。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

上記第2の2(1)と同旨のため省略。

(3) 審査請求の理由に対する諮問庁の意見

本件に係る法人文書開示請求書には,「特定個人の出張に関する」と 限定されているため,教員である「特定個人」としての旅行に関し,対 象文書を特定したものである。

また、研究情報については、当該研究者以外の第三者が優劣を付ける ことはできないものである。どのような内容であれ、研究中の個人の研 究情報が公にされると、研究の独創性、着眼点など研究者がどのような 研究を行い、何を開発しようとしているか、同様の研究に従事している 者には一目瞭然であり、研究者の知的財産権等の侵害及び今後の研究活 動の停滞に繋がり、研究を中止に至らしめるおそれがある。

なお、当該内容を公にし、研究活動の阻害を行ってまでも上回る公益 上の必要性はないと判断する。

以上のことから、原処分1は、維持すべきであると判断する。

- 2 理由説明書(平成30年(独情)諮問第58号)
- (1)審査請求に係る開示決定等

平成24年度から平成28年度における特定個人に係る出張は、研究 用務に関するもののみであり、当該出張に係る法人文書は、法5条4号 木の調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻 害するおそれがあるため、不開示とした。

- (2)審査請求の趣旨及び理由 上記第2の2(2)と同旨のため省略。
- (3) 審査請求の理由に対する諮問庁の意見 上記1(3)と同旨のため省略。
- 3 補充理由説明書(平成30年(独情)諮問第54号)
- (1)本件諮問について、改めて検討した結果、原処分1において特定漏れの文書があったこと及び法5条1号の不開示理由を追加することについて、説明するものである。
- (2) 原処分1において特定漏れであった文書

原処分1において、本件に係る法人文書開示請求書には「特定個人の 出張に関する」と限定されているため、教員である「特定個人」として の旅行に関し対象文書を特定したが、改めて検討したところ、審査請求 人がいう学部長等の用務での出張(11件)についても、改めて対象文 書として特定する。また、原処分において特定した旅行報告書の添付書 類についても特定漏れであったため、改めて対象文書として特定する。

(3) 不開示理由の追加

本件対象文書は、国立大学法人新潟大学旅費支給細則(以下「旅費支給細則」という。)に基づく旅行命令(依頼)伺及び旅行報告書であり、これらは文書全体が一体として特定個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報である。

また、本件対象文書のうち、決裁欄の押印は、それぞれが法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、決裁等を行った当該個人を識別することができる情報である。

- 4 補充理由説明書(平成30年(独情)諮問第58号)
- (1) 本件諮問について、改めて検討した結果、原処分2において特定漏れの文書があったこと及び法5条1号の不開示理由を追加することについ

て、説明するものである。

(2) 原処分2において特定漏れであった文書

原処分2において、本件に係る法人文書開示請求書には「特定個人の 出張に関する」と限定されているため、教員である「特定個人」として の旅行に関し対象文書を特定したが、改めて検討したところ、審査請求 人がいう副学部長等の用務での出張(8件)についても、改めて対象文 書として特定する。また、原処分2において特定した旅行報告書の添付 書類についても特定漏れであったため、改めて対象文書として特定する。

(3) 不開示理由の追加

上記3(3)と同旨のため省略。

#### 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審 議を行った。

- ② 同日
- ③ 同月22日
- ④ 同年12月10日
- ⑤ 平成31年1月15日
- ⑥ 同年2月13日

① 平成30年10月1日 諮問の受理(平成30年(独情)諮問第 5 4 号及び同第 5 8 号)

諮問庁から理由説明書を収受(同上)

審議(同上)

本件対象文書の見分及び審議(同上)

諮問庁から補充理由説明書を収受(同上)

平成30年(独情)諮問第54号及び同

58号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書1を特定し、その全部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書1の特定に誤りがある旨主張 するとともに、本件対象文書1は法5条4号ホに該当しないとして、原処 分を取り消し、全部を公開決定することを求めているが、諮問庁は、補充 理由説明書において,本件対象文書2は原処分において特定漏れであった ため改めて対象文書として特定するとともに、本件対象文書1の不開示理 由に同条1号を追加して不開示を維持すべきとしていることから、以下、 本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件 対象文書1の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の特定につい て改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
  - ア 本件開示請求は、新潟大学教育職員である特定個人の氏名を明記し た上で、特定個人に関する複数の文書の開示を求める開示請求の中の

一部の請求であり、いずれの請求においても特定個人の新潟大学における役職名は記載されていなかったことから、特定個人が平成24年度ないし平成29年度に教育職員として行った出張に関する文書のみが本件開示請求の対象文書となると考え、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書1を特定したものである。

- イ しかしながら、改めて検討したところ、審査請求人が主張する学部 長等の用務に係る出張についても、本件請求文書に該当すると考えら れること、また、原処分において特定した旅行報告書の添付書類に一 部特定漏れがあったことから、本件対象文書2を改めて対象文書とし て特定し、開示決定等する。
- ウ なお、改めて新潟大学の担当課の執務室及び書庫等を探索したが、 本件対象文書の外に、本件開示請求の対象文書として特定すべき文書 は確認できなかった。
- (2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書2の提示を受け確認したところ、特定個人が平成24年度ないし平成29年度に行った出張に関する旅行命令伺、旅行報告書及び同報告書の添付書類であると認められることから、本件対象文書2は、本件請求文書に該当すると認められる。また、本件対象文書の外に本件請求文書の対象文書として特定すべき文書を保有していないとする上記(1)の説明を覆すに足りる事情は認められない。

したがって、諮問庁が、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等するとしていることは妥当であり、新潟大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

- 3 本件対象文書1の不開示情報該当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書1の不開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
  - ア 本件対象文書1は、特定個人が平成24年度ないし平成29年度に 行った出張に関する旅費支給細則に基づく旅行命令伺及び旅行報告書 であり、文書全体が一体として特定個人に係る法5条1号本文前段に 規定する個人に関する情報である。また、本件対象文書1のうち、決 裁欄の押印は、それぞれが同号に規定する個人に関する情報であり、 決裁等を行った個人を識別することができる情報である。
  - イ 処分庁は、原処分に際し、特定個人に確認したところ、全ての出張 において特定個人の調査研究に関する情報が含まれるとの回答があり、 研究者以外の第三者が研究に支障が生じないとの判断はできないこと から、特定個人の申出のとおり、本件対象文書1の全てを法5条4号 ホに該当するとして、不開示とした。

## (2) 法5条4号ホ該当性について

当審査会において、本件対象文書 1 を見分したところ、本件対象文書 1 に記載されている出張の内容からすると、これを公にした場合に特定 個人の調査研究に支障が生じるとは考え難く、諮問庁からもどのような 理由で調査研究に支障が生じるのかについて具体的な説明は得られなかったことから、本件対象文書 1 を公にすることにより、特定個人の調査 研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお それがあるとは認め難い。

したがって、本件対象文書1は、法5条4号ホに該当するとは認められない。

# (3) 法5条1号該当性について

- ア 当審査会において、諮問庁から旅費支給細則の提示を受け確認した ところ、本件対象文書1は、旅費支給細則に規定する旅行命令伺(別 記様式第1号)及び旅行報告書(別記様式第10号)であり、その全 てが不開示とされていると認められる。
- イ 本件対象文書1の記載内容を見ると、特定個人の所属、職名及び氏名のほか、用務、用務先、旅行期間等の出張に関する情報が記載されており、決裁欄を除く文書全体が一体として特定個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。また、決裁欄に押印された各印影は、それぞれが同号に規定する個人に関する情報であって、決裁を行った個人を識別することができる情報に該当すると認められる。
- ウ 特定個人に係る個人識別情報の法 5 条 1 号ただし書該当性について (ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書 1 に記載 された特定個人に係る個人識別情報の公表慣行について確認させた ところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
  - a 新潟大学においては、非常勤職員を除く職員の所属、職名及び 氏名を公表する取扱いをしており、常勤職員である特定個人の所 属、職名及び氏名は、通常公表している。
  - b 旅行命令伺の住所欄に記載された住所は、特定個人の自宅では なく、勤務先である新潟大学の住所であり、同住所は公表されて いる。
  - c 旅行命令伺の氏名欄及び旅行報告書の「職・氏名」欄に記載された職員番号は、新潟大学の職員ごとに割り振られた番号であって、各種学内システムの I Dに使用されているものであり、公表していない。
  - d 旅行命令伺の「職務の級」欄の記載は、特定個人に支給する俸

給の基準となる職務の級及び号俸であり、これらは公表していない。

- e 旅行命令伺及び旅行報告書に記載された用務、用務先、旅行期 間等の出張に関する情報については、公表していない。
- (イ)上記諮問庁の説明によると、本件対象文書1に記載された特定個人に係る個人識別情報のうち、上記(ア) a 及び b (特定個人の所属、職名及び氏名並びに住所)については、公表慣行があり、法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである。
- (ウ)上記(ア) c 及び d については、公表慣行は認められず、法 5 条 1 号ただし書イに該当しない。また、これらは、職務の遂行に係る情報とは認められないから、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書口に該当する事情も認められない。さらに、上記(イ)のとおり、特定個人の氏名を開示すべきであるから、法 6 条 2 項の部分開示の余地はない。
- (エ)上記(ア) eについても、公表慣行はなく、法5条1号ただし書イに該当しない。他方、当審査会において、諮問庁から新潟大学旅費規程の提示を受けて確認したところ、新潟大学職員の出張は、学長又は学長が任命する旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならないと規定されているから、特定個人の出張に関する情報は、職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。そして、特定個人の出張に係る情報のうち下記(オ)を除く部分は、職務遂行の内容に係る部分であるから、同号ただし書いに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである。
- (オ)上記(ア) e のうち、旅行命令伺の「休日用務」欄の記載は、休日に出張した場合の振替等に関する情報であり、職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、法 5 条 1 号ただし書ハに該当せず、同号ただし書口に該当する事情も認められない。また、上記(イ)のとおり、特定個人の氏名を開示すべきであるから、法 6 条 2 項の部分開示の余地はない。
- (カ)以上のとおり、本件対象文書1に記載された特定個人に係る個人 識別情報のうち別紙の3(1)に掲げる部分は、法5条1号に該当 し、不開示とすることは妥当であるが、その余の部分は、同号ただ し書イ及びハに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示 すべきである。
- エ 決裁欄に押印された各印影の法5条1号ただし書該当性について
- (ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ,諮問庁は, 上記ウ(ア) a のとおり,新潟大学では非常勤職員を除く職員の氏

名を公表する取扱いをしているが、非常勤職員の氏名については公表しておらず、本件対象文書1の決裁欄の印影のうち、別紙の3 (2)に掲げる部分が非常勤職員の印影である旨説明する。

- (イ) そうすると、別紙の3(2) に掲げる部分は、公表慣行のない非常勤職員の氏名を表示するものであるから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、個人識別部分であるから、法6条2号による部分開示の余地はない。したがって、別紙の3(2)に掲げる部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。
- (ウ)他方、別紙の3(2)に掲げる部分を除く印影部分については、 公表慣行のある常勤職員の氏名を表示するものであり、その形状等 に認証的機能があるとは認め難いから、その氏名と同様に法5条1 号ただし書イに該当し、開示すべきである。

# 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、新潟大学に多額の公費が投入されているという事実に鑑みれば、その経費の執行状況は広く国民に明らかにすべきであり、この公開は大きな利益があることから、法7条により、裁量的に開示されるべきと主張するが、上記3において不開示とすべきと判断した不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

#### 5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書 1 を特定し、その全部を法 5 条 4 号木に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が、本件対象文書 2 を追加して特定し、開示決定等をすべきとし、本件対象文書 1 は同条 1 号及び 4 号木に該当することから不開示とすべきとしていることについては、新潟大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書 2 を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であり、本件対象文書 1 のうち、別紙の 3 に掲げる部分は、同条 1 号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、その余の部分は、同条 1 号及び 4 号木のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

#### (第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司

#### 別紙

- 1 原処分において特定した文書(本件対象文書1)
- (1) 平成30年(独情) 諮問第54号

文書 1 旅行命令伺(平成29年度)

文書 2 旅行報告書(同上)

(2) 平成30年(独情)諮問第58号

文書 3 旅行命令伺(平成24年度)

文書 4 旅行報告書(同上)

文書 5 旅行命令伺(同上)

文書 6 旅行報告書(同上)

文書 7 旅行命令伺(平成 2 5 年度)

文書 8 旅行報告書(同上)

文書 9 旅行命令伺(同上)

文書10 旅行報告書(同上)

文書11 旅行命令伺(平成26年度)

文書12 旅行報告書(同上)

文書13 旅行命令伺(同上)

文書14 旅行報告書(同上)

文書 15 旅行命令伺(平成 27年度)

文書 16 旅行報告書(同上)

文書17 旅行命令伺(平成28年度)

文書18 旅行報告書(同上)

- 2 新たに特定した文書(本件対象文書2)
- (1) 平成30年(独情) 諮問第54号

文書19 旅行命令伺及び旅行報告書(平成29年度11件分)

文書20 旅行報告書添付書類(平成29年度分)

(2) 平成30年(独情) 諮問第58号

文書21 旅行命令伺及び旅行報告書(平成24年度ないし平成28年度 8件分)

文書22 旅行報告書添付書類(平成24年度ないし平成28年度分)

- 3 不開示とすることが妥当である部分
- (1) 旅行命令伺の氏名欄及び旅行報告書の「職・氏名」欄に記載された職員 番号,旅行命令伺の「職務の級」欄の記載並びに旅行命令伺の「休日用務」 欄の記載
- (2) 文書1の起案者欄の左の印影並びに文書2及び文書18の担当者欄の印影